

第 III 部 フェミニズムと脱主権国家論 相互依存的個人から、新しい共同性へ

序論 主権国家・近代的主体・近代家族制度の三位一体をほどく

ここまで幾度も触れてきたように、西洋の政治思想史を振り返れば、近代とは公私二元論、すなわち、諸個人の善 good (幸福観や世界観・内心の自由に関わること) は私的領域において構想され、公的領域では、善を実現する手段 (= 財) を獲得するさいに生じる競合状態を公正な原理としての正義 = 法 justice に従って規制する、といった領域設定を特徴にする。

公私二元論においては、いっけんすると依存関係やケア関係は、「女・こどもの領域」としての私的領域へと囲い込まれているかのようだが、じっさいには、私的領域は、主権的主体を中心とした支配 = 服従の領域として観念されてきたために、依存関係は政治思想史においては真剣に考慮する対象となつてこなかった。すなわち、近代の公私二元論のなかで、相互依存関係、すなわち家族の営みは、主権的主体にとっての単なる環境・背景として扱われてしまったがために、そこで実践されている非暴力的な他者への対応の試みは不可視化され、道徳的な議論に値する人間活動だとは見なされてこなかった。

そして、この近代的な公私二元論こそ、現在、政治的・法的思考の主流ともなっているリベラリズムを貫徹する論理であることも、すでに明らかにした。もちろん、どこに公私の境界を引くかは歴史的・政治的・社会的文脈によって変化するが、公私二元論こそが、個人の自由な善の構想をできる限り尊重しようとするために必要な制度として、理解されてきた¹。すなわち、公私二元論には、近代リベラリズムによって発見されたといってよい、個人の自由 (= 自らの善については、自己がもっともよき判断者であるとする自律的個人の前提) が、その論理の前提としてつねに想定されている。

自律的個人を原点とする公私二元論の確立は、しかしながら他方で、中世的な多元的社会から、他を圧倒する暴力装置を兼ね備えた主権国家が形成された歴史と軌を一にしている。近代国家をめぐる研究を参照するならば、主権国家とは自己保存を至上目的とし (= 国家理性論) そのために住民に納税・労働・兵役・教育の義務を課している²。

¹ この点については、リベラリズムとは分離の技法である、と考える [Walzer 1984] を参照。かれによれば、最も重要な境界線は、国家「と」教会であり、その他、宗教国家「と」大学、市民社会「と」政治的共同体、国家「と」家族、公的生活「と」私的生活が、政治的に分離されている。

² この点については、[萱野 2005] を参照。萱野は、つぎのように国家存続が自己目的化されていることを論じる。「国家にとっての関心はつねに、住民から徴収した富をつかって自らの暴力を強化することに向けられる。[...] 国家が住民たちに「貢物と租税の支払い」とひきかえに「軍事的な保護」をあたえるのは、けっしてかれらの安全を守るためではない。国家が暴力を蓄積することでまもろうとするのは、住民の安全ではなく、みずからの保全である。国家にとって「軍事的な保護」が意味するのは、他のエージェントによる攻撃からそのときにおけるみずからの暴力の優位性と富の徴収の権利をまもること以外ではない。

一方では、リベラリズムの源流ともなる自律的個人が発見され、他方で、現在においても惨禍をもたらしている暴力的な主権国家が成立した。ここで、強調されなければならないのは、他を圧倒する暴力独占装置としての主権国家こそが、自律的個人の想定を可能にしたのであって、いわゆる社会契約論が説明するように、自律的個人がまず存在し、かれらが契約・同意の下で国家を形成したのではない、という点である。

たとえば、以下第一章で参照するジーン・エルシュテインによれば、中世の多元的な権力 (= 封建領主、ローマ教皇、神聖ローマ皇帝、統合を目指す君主) 関係は、17 世紀から 18 世紀にかけて登場する全一的な支配権を行使する主権国家の下で消滅する。そして、新しく誕生した主権国家の論理が個人へと投影され、わたしたちが第 I 部でみてきた、強い意志に貫徹された、主権的な主体が誕生する。

したがって、近代主権国家の下で公私二元論が確立したのは、逆説的に聞こえるかもしれないが、国家の一元的支配の確立を意味している。もっと正確にいうならば、主権性が微細な関係性から個人の確立にまで貫徹されたのが、近代という時代である。国家に対峙するとイメージされがちである 自律的個人 という理念もまた、エルシュテインのいうように主権国家のひな形として誕生したのであれば、その支配は全体的に、であると同時に、個別すみずみに行き届くという意味で、まさに一元的支配である³。

家族制度もまた、徐々に教会の支配を離れ、18 世紀には主権国家の下で一元的に把握されるようになる。たとえば、メアリー・グレンドンは、「慣習 custom、倫理 ethics、風習 manners、あるいは宗教 religion によってのみ規定されていた婚姻や家族にかかわる事柄が、いかにしてこれほど排他的に法によって規制されるようになったのか」について [Glendon 1989: 19. 強調は引用者]、エルシュテイン同様に中世キリスト教世界に遡り論じている⁴。

グレンドンによれば、中世初頭まで婚姻は、教会の管理下にすらく、「婚姻は、[...]個人的で純粋に世俗的な事柄」と考えられていた [ibid.: 24]。婚姻に正統性を与えるために神父による儀式が必要とされ始めたのは、16 世紀に入ってからであり、それまでは、地域ご

その点からみれば、税を徴収される住民の安全は副次的な問題にすぎない」 [ibid. : 104]。

³ ここでの国家権力イメージは、フーコーが統治性と名づけた権力の在り方である。フーコーは、神の支配に遡り個別化する権力として牧人権力を発見し、その支配がいかに集権的な国家権力においても引き継がれたのかについて、膨大な資料を使って論じている [フーコー 2006]。そこでは、「国家とはそもそもそのはじめから個別化と同時に全体かにも向かうものであったという事実」が明らかにされ、「国家の反対側に個人とその利害を対置して見たところで、それは共同体とその要求を国家に対置するのと同様にまったく一貫性に欠けたものである」として、リベラリズム批判とも受け取れる批判を行っている [ibid.: 357-358]。

⁴ 同書グレンドンは、前半では、西欧社会において婚姻と家族をめぐる事柄がいかに、宗教的に規定され始め、その後いかに政府に管理下に置かれていったかについて論じ、後半では、婚姻法の変遷を中心に 80 年代以降の法規制の外にある新しい家族形態について、西欧 (イギリス、フランス、ドイツ) と合衆国、そしてスウェーデンを比較して論じている。なおグレンドンは、合衆国における個人主義を「権利の語り Rights Talk」の行き過ぎとして批判する、共同体主義者としても著名である [Glendon 1991]。

とにそれぞれの慣習に従って、婚姻が認められていた。多様な形で認められていた婚姻であったが、共通していたのは、「婚姻は、教会の管理が確立し、永遠の結びという規範がカノン法において確固としたものとなった後でさえ、基本的には私事 *private matter* だと広く考えられていた」ことと[ibid.: 26.強調は引用者]、「婚姻は妻を夫の法的な支配の下におく」という二点であった[ibid.: 21]。

教会に認められた正統な婚姻という考えは、1563年のトレント公会議においてようやく成立するが、それは、教会側が管理権を主張したのではなく、婚姻は二人の自由な契約・合意によってのみ成立するといったキリスト教に長く伝わる婚姻理解が、妻となる者の家族財産を狙う男性たちに悪用され、財産が奪われることを恐れた富裕層からの要求にこたえたものであった。非公式の婚姻の存在は、「私有財産権を脅かし、社会的安寧と私的な道徳を危機にさらす」と、この正統な婚姻を求める者たちは考えていたのであった[ibid.: 29]。

そして、16世紀から18世紀にかけて、世俗権力、すなわち国家がカノン法に定められた婚姻法を引き継ぐことになる。キリスト教的西洋世界の中で、財産権を中心に画一化されていく婚姻制度は、18世紀に入ると、国家の関心事として前景化されようになる。

本稿ではここまで、主権国家の下で市民たちに忘却されてきた「依存」という人間の条件を鍵概念に、リベラリズムが想定してきた自律的個人と、自律的個人の理想化ゆえに公的には否認され、私的領域における営みとしても歪んだ光しか当てられてこなかった家族という営みをもつ可能性について、論じてきた。そして、第 II 部の第三章において、ケアの倫理に着目するフェミニストたちの議論は、家族の脱私化によって、家族の脱国家化をも構想しようとしていると考えることができると、問題提起した。

第 III 部では、ここまでの主体論批判（第 I 部）と、ケアの倫理の社会的可能性（第 II 部）をめぐる議論が、いかに主権国家批判へと結びつき、反暴力・平和を希求する新しい社会構想を示し得ているかを論じたい。第 III 部の議論は、主権国家批判、主権国家の暴力性を暴くことをもって、フェミニズムの国家論に代える、という意味での国家論とならざるを得ない。たしかにそれは、制度論的な国家論を提示する手前で終わる。しかしながら、グローバル社会での共存の可能性を模索することが、急務の課題として政治思想史研究においても求められている現在、普遍的に相互依存する、ヴァルネラブルな存在である個の注視と、過去の国家暴力への真摯な反省に依って立つフェミニズム理論は、新しいグローバル社会における規範論に、少なくない貢献を果たすことができるはずである。